

## 富里市独自支援策

## 赤ちゃんスマイル支援金給付事業

富里市では、新型コロナウイルス感染拡大予防のため緊急事態宣言が出され、制限のある生活や感染リスクの不安がある中で、定額給付金の支給対象外となる4月28日から5月25日（緊急事態宣言解除日）までに生まれた赤ちゃん一人当たり10万円を支給します。

1 事業の実施主体

富里市（健康福祉部子育て支援課）

2 支給対象者

令和2年4月28日から5月25日までに生まれ、富里市に住民登録された方で、かつ母親が5月25日（緊急事態宣言解除日）に富里市に住民登録をされている方 【対象人数 約35人】

3 支給額

赤ちゃん1人当たり10万円

4 申請・受給権者

支給対象者の母または父

5 申請・支給方法

市から送付された申請書を提出  
申請された口座に随時振込

6 申請期間

令和2年8月31日まで

7 進捗状況

支給額 2,100,000円（対象全世帯への支給完了）